

# 既存住宅における再エネ・省エネ促進事業実施要綱

(制定) 平成27年 4月28日付27環地地第43号

(改正) 平成28年 5月10日付28環地地第48号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、既存住宅における再生可能エネルギーの利用拡大及び住宅の省エネ性能の向上を図るために行う「既存住宅における再エネ・省エネ促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、省エネルギー性能の高い高性能建材を活用した改修を実施する者に対し、当該改修に必要な経費及び当該改修と併せて導入する住宅用太陽エネルギー利用機器の設置に必要な経費の一部を助成する。

## 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 住宅用太陽エネルギー利用機器 住宅の屋根等への設置に適した太陽光発電システム及び太陽熱利用システムをいう。
- 2 太陽熱利用システム 太陽熱を集熱器に集めて給湯や空調に利用する、液体集熱式又は空気集熱式システムをいう。
- 3 太陽熱温水器 太陽熱利用システムのうち、発生した熱を給湯に使う自然循環式のものをいう。
- 4 高性能建材 省エネリフォームに活用されるものであって、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）（以下「平成26年度国補正事業」という。）又は平成27年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金において補助対象として登録されているガラス、窓又は断熱材をいう。
- 5 省エネリフォーム 窓、天井、外壁又は床の断熱改修工事をいう。
- 6 空き家 戸建住宅又は集合住宅の一区画であって居住その他の使用がなされていないものをいう。

## 第4 本事業の具体的な内容

### 1 助成対象者

本事業の助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件のいずれかに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

ア 本事業の助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する住宅の所有者、所有予定者又は管理組合

イ アに掲げる者のほか、2の設置機器等を所有するもの（アに掲げる者と共同で本事業の助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

## 2 設置機器等

本事業により設置する機器等（以下「設置機器等」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア 太陽光発電システム

イ 太陽熱利用システム

ウ 高性能建材

## 3 助成対象機器等の要件

本事業の助成金の交付対象となる設置機器等（以下「助成対象機器等」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 未使用品であること。

イ 平成28年4月1日以降に設置されること。ただし、平成26年度国補正事業に係る額の確定通知を受けている場合にあつては、平成27年4月1日以降に設置されていること。

## 4 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア 太陽光発電システムの設置に係る工事費

イ 太陽熱利用システム（太陽熱温水器を除く。）の設置に係る設備費及び工事費

ウ 高性能建材を活用した省エネリフォームに係る材料費及び工事費

## 5 助成対象事業の要件

助成対象事業は、次のア又はイの事業とする。

ア 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム事業

次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア）都内の既存住宅において、高性能建材を活用した省エネリフォームを行うとともに太陽光発電システム、太陽熱利用システム又はその両方を設置すること。ただし、太陽光発電システム又は太陽熱利用システムが既に設置されている場合にあつては、高性能建材を活用した省エネリフォームを行うこと。

（イ）設置機器等設置前及び設置後における住宅全体のエネルギー消費に係る情報について、都の求めに応じて提供すること。

イ 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム事業

次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア）都内の空き家において、高性能建材を活用した省エネリフォームを行うとともに太陽光発電システム、太陽熱利用システム又はその両方を設置すること。ただし、太陽光発電システム又は太陽熱利用システムが既に設置されている場合にあつては、高性能建材

を活用した省エネリフォームを行うこと。

(イ) 空き家を別に定める社会福祉施設として改修し、事業者に賃貸すること。

## 6 助成金額

本事業の助成金の交付額は、次のとおりとする。

### ア 住宅における再エネ導入・省エネリフォーム事業

#### (ア) 太陽光発電システム

1 kW当たり20,000円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を乗じて得た額とする。ただし、交付額の上限は199,000円（集合住宅の場合にあっては199,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額）とする。

#### (イ) 太陽熱利用システム

1 m<sup>2</sup>当たり70,000円に対象システムを構成する集熱器の面積を乗じて得た額とする。ただし、交付額の上限は500,000円（集合住宅の場合にあっては500,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額）とする。

#### (ウ) 高性能建材を活用した省エネリフォーム

高性能建材を活用した省エネリフォームに係る材料費及び工事費の6分の1の額とする。ただし、交付額の上限は750,000円（集合住宅の場合にあっては750,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額）とする。

### イ 空き家における再エネ導入・省エネリフォーム事業

#### (ア) 太陽光発電システム

1 kW当たり20,000円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を乗じて得た額とする。ただし、交付額の上限は199,000円に社会福祉施設の入所定員数（以下「入所定員数」という。）を乗じて得た額とする。

#### (イ) 太陽熱利用システム

1 m<sup>2</sup>当たり70,000円に対象システムを構成する集熱器の面積を乗じて得た額とする。ただし、交付額の上限は500,000円に入所定員数を乗じて得た額とする。

#### (ウ) 高性能建材を活用した省エネリフォーム

高性能建材を活用した省エネリフォームに係る材料費及び工事費の2分の1の額とする。ただし、交付額の上限は700,000円に入所定員数を乗じて得た額とする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当

該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

#### 第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、平成27年度から平成28年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、平成27年度から平成29年度まで行う。

#### 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成27年4月28日付27環地地第43号）

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則（平成28年5月10日付28環地地第48号）

この要綱は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。